官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　一
〔その他告示〕
○緊急復旧計画（フェーズ２）のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（外務一四九）　三
○アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による気候変動適応推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（同一五〇）　四
○保安林の指定をする件（農林水産五八四～五九九）
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同六〇〇）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁四）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局七一～七三）
○道路に関する件（九州地方整備局六五）
〔国会事項〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔資　料〕
令和八年二月中国際収支状況（速報）及び令和七年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一〇
裁判所
相続、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二九

府令

○内閣府令第四十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和六年内閣府令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融商品取引業等に関する内閣府令の特例）	（金融商品取引業等に関する内閣府令の特例）
第二条　国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業（国家戦略特別区域内にその主たる営業所又は事務所を有する者が、適格機関投資家等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「金商法」という。）第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。以下この条において同じ。）を相手方として行う金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の十二第二項第一号及び第二号に掲げる要件に該当するものに限る。）に係る私募（金商法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）又は当該権利を有する適格機関投資家等が出資若しくは拠出をする金銭その他の財産の運用を行う金商法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行うことをいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略	**第二条**　国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業（国家戦略特別区域内にその主たる営業所又は事務所を有する者が、適格機関投資家等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条において「金商法」という。）第六十三条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。以下この条において同じ。）を相手方として行う金商法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の十二第二項各号に掲げる要件に該当するものに限る。）に係る私募（金商法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）又は当該権利を有する適格機関投資家等が出資若しくは拠出をする金銭その他の財産の運用を行う金商法第二条第八項第十五号に掲げる行為を業として行うことをいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域特例

特別区域特例ファンド資産運用等事業の実施主体として当該区域計画に定められた者が当該国家戦略特別区域内の営業所又は事務所において当該国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業に係る業務を行う場合における金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号。以下この条において「府令」という。）第二百三十四条の二、第二百三十八条、第二百三十九条の二第一項及び別紙様式第二十一号から別紙様式第二十一号の三までの規定の適用については、府令第二百三十四条の二第一項第二号ロ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者（国家戦略特別区域対象投資家（同条第七号及び第十号から第十二号までに掲げる者（同条第十一号又は第十二号に掲げる者にあっては、同条第七号又は第十号に掲げる者に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を除く。）」と、同条第二項第二号ロ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者（国家戦略特別区域対象投資家を除く。）」と、府令第二百三十八条中「事項と」とあるのは「事項及び国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業（金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和六年内閣府令第九十九号）第二条に規定する国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業をいう。以下同じ。）を行う旨と」と、同条第二号ヘ中「名称」とあるのは「名称（同号の規定により当該監査を受けない場合にあっては、その旨）」と、同条第三号ヘ中「名称」とあるのは「名称（第二百三十九条の二第一項第八号の規定により当該監査を受けない場合にあっては、その旨）」と、府令第二百三十九条の二第一項第八号中「財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けること」とあるのは「財務諸表等を作成し、公認会計士又は監査法人の監査を受けること（全ての出資者が適格機関投資家、令第十七条の十二第一項各号に掲げる者又は国家戦略特別区域対象投資家のいずれかに該当し、かつ、出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が一億円未満である場合において、当該ファンド資産運用者が全ての出資者に対し当該監査を受けないことを説明し、その同意を得たときにあっては、財務諸表等を作成すること。）」と、同項第九号中「財務諸表等及び前号の監査に係る報告書の写し」とあるのは「財務諸表等及び前号の監査に係る報告書の写し（同号の規定により当該監査を受けない場合にあっては、財務諸表等）」と、府令別紙様式第二十号第3面注意事項3、別紙様式第二十一号2注意事項3及び別紙様式第二十一号の三1⑺注意事項3中「こと。」とあるのは「こと。また、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業を行う旨並びに国家戦略特別区域対象投資家の数、出資額及び出資割合を記載すること。」と、府令別紙様式第二十一号の二1⑿注意事項3中「こと。」とあるのは「こと。また、国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業を行う旨並びに国家戦略特別区域対象投資家の数、出資額及び出資割合を記載すること。」とする。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和八年四月二十二日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他告示

○外務省告示第百四十九号

令和八年二月十五日にラマッラで、緊急復旧計画（フェーズ2）のための贈与に関する次の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

令和八年四月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本使は、更に、前記の討議の結果として日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の条件に従うことを確保する。

2　(1)　日本国政府は、パレスチナ自治政府による緊急復旧計画（フェーズ2）（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、パレスチナ自治政府行政機関に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、四十一億円（四、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）が行われることを決定した。

(2)　贈与は、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局と独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）との間の贈与契約（以下「贈与契約」という。）が締結されることにより使用に供される。

(3)　贈与及びその利子の条件並びに贈与及びその利子の使用に関する手続は、この了解の範囲内で贈与契約によって規律される。

3　贈与については、贈与契約に定める期間内に行われる。ただし、当該期間は、贈与契約が効力を生ずる日から二千二十八年二月二十九日までの間とする。当該期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の相互の同意により延長することができる。

4　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正に、かつ、専ら贈与契約に定める生産物又は役務であって計画の実施に必要なもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び贈与契約に定める手数料であって計画の実施に必要なものを支払うために使用される。

5　(1)　パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局は、生産物又は役務を購入することを目的として、ＪＩＣＡの承認を得て、独立した、かつ、能力を有する代理人（以下「代理人」という。）が贈与契約の規定に従いパレスチナ自治政府行政機関に代わって行動するために当該代理人と雇用契約を締結し、又は日本国民と円貨建ての契約を締結する（この了解において、「日本国民」とは、日本国の自然人又は日本国の自然人が支配し、かつ、日本国で登録された日本国の法人をいう。）。

(2)　(1)に規定する代理人との雇用契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより書面で承認される。

(3)　(1)に規定する日本国民との円貨建ての契約は、贈与及びその利子の対象として適格であることがＪＩＣＡにより認証される。

6　贈与については、贈与契約の規定に従い、パレスチナ自治政府行政機関又はその指定する当局によって指定される日本国に所在する銀行に開設されるパレスチナ自治政府行政機関名義の勘定に日本円で払い込むことにより、ＪＩＣＡが実施する。

7　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(b)　計画の実施に当たり、環境及び社会に対する妥当な考慮を払うこと。

(c)　生産物又は役務が計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

(d)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(e)　計画の実施に必要な配電、給水及び排水のための施設その他の付随的な施設を提供すること。

(f)　パレスチナ自治区における生産物の速やかな積卸し、通関及び域内輸送を確保すること。

(g)　計画の完了後、贈与契約に定める条件に従い、贈与及びその利子の残額をＪＩＣＡに払い戻すこと。

(h)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。

(i)　パレスチナ自治区において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(j)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(2)　パレスチナ自治政府行政機関は、5(1)に規定する代理人との雇用契約が締結される場合には、(1)の規定に加えて、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　代理人の雇用に関してパレスチナ自治区において課されることのある関税、域内税その他の財政課徴金が免除されることを確保すること。

(b)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国の自然人又は第三国の自然人であって代理人が雇用するものに対し、その作業の遂行のためパレスチナ自治区への入域及び同自治区における滞在に必要な便宜を与えること。

(c)　贈与契約に定める条件に従い、代理人を通じ、ＪＩＣＡに対し、ＪＩＣＡが受け入れることができる形式で作成された書面による報告書であって6に規定する勘定に係る取引に関するものを提出すること。

(3)　パレスチナ自治政府行政機関は、要請に応じ、日本国政府に対し、計画に関する必要な情報を提供する。

(4)　パレスチナ自治政府行政機関は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

(5)　生産物又は役務は、パレスチナ自治区から輸出され、又は再輸出されてはならない。

8　日本国政府及びパレスチナ自治政府行政機関は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

9　この了解の実施は、パレスチナ自治政府行政機関が暫定合意に従って行使する権限及び遂行する責任の範囲内で、暫定合意に従って行われるものとする。

本使は、更に、この書簡及びＰＬＯに代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が日本国政府とＰＬＯとの間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月十五日にラマッラで

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
エステファン・アントン・
サラーメ閣下

（パレスチナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、パレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がＰＬＯと日本国政府との間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年二月十五日にラマッラで

パレスチナ解放機構
パレスチナ暫定自治政府のために
エステファン・アントン・
サラーメ

パレスチナ関係担当大使兼
対パレスチナ暫定自治政府
日本国政府代表事務所長
荒池克彦閣下

○外務省告示第百五十号

令和八年一月二十九日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における地域社会の主導による気候変動適応推進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

令和八年四月二十一日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　地域社会の主導による気候変動適応推進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十四億七千四百万円

3　贈与の供与期限　令和九年二月二十八日

4　署名者

日　　本　　側　正本謙一在アフガニスタン大使館大使

国際連合プロジェクト・サービス機関側　ケイティ・アン・ウェブリィ在アフガニスタン事務所代表

○農林水産省告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町板井原字鈩床一〇八〇、一〇八一、字谷尻一一〇一の一、一一〇二の二、一一〇二、一一〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町小串字中山五一二二の一、甲五一四一、乙五一四一、五一四六の二、字熊坂五一五二の一、五一五四の一、五一五五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区上藤松三丁目一三四九の一・一三五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字母原字小松野一六二二・一六二四・一六二五・一六三五の二・一六三六の二・一六四五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　主伐は、択伐による。

二　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山口三三四八、三四〇一の四、三四〇一の二〇、三四三三、三四三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

一　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山口三三四八・三四〇一の四・三四〇一の二〇・三四三三・三四三六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

三　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字山家一一〇二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県田村市船引町上移字下道四七の四二、四七の四三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字竹屋敷一一、字川宇連山一の一四、一の四七、一の六六、一の二一七、字大野山二の六、二の二五〇、二の二五八、二の二五九、西納庫字井ノ口二二の七四、二二の七五、二二の九五、二二の一一一、二二の一一二、二二の一一五、二二の一一八（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字川宇連山一の七七・二の四・二の五六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の八七、一の九二、一の一七六、二の八七、字堂ケ平一三の三、一三の四、西納庫字本洞一の八〇・一の一一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一一一、一の一一二
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡三戸町大字貝守字丁塚四二の五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡**久**万高原町柳井川字稲村八五六九、八五七五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字稲村八五六九・八五七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び**久**万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　愛媛県西予市宇和町明間三四六四、三四九九から三五〇三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和町明間三四六四・三四九九から三五〇一まで・三五〇三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市稲庭町字関沢六、一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字関沢六・一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内三又字二夕瀬一〇二の一、山内南郷字赤平三七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字二夕瀬一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、字赤平三七の一

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区俵峰字大多和一二二一、一二二六、字唐沢一二二七、字清水頭一二二八、一二二九、字南金沢一二三〇、一二三一、一二三二の一、一二三二の二、一二三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町佐渡字寺ノ上七四九、七五三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和八年一月一日から同年三月三十一日までの期間（黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種にあっては、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間）に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、八〇四、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、七〇九、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三八六、五〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二四一、三〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、四六八、九〇〇円

○観光庁告示第四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社阪急交通社（登録研修機関第二十六号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月二十一日

観光庁長官　村田　茂樹

一　代表者の氏名の変更

変更前	酒井　淳
変更後	山川　豊治

二　変更の年月日　令和八年四月一日

○近畿地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

守口市八雲東町二丁目二七七番から大阪市北区梅田一丁目三番まで

前　A　二一・六五～二二・一〇（メートル）　七二・二五（キロメートル）　上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

B　一八・一九～二〇・七九　一一・八一四九

C　二〇・七九～二九・五三　一〇・八五八

D　一八・一九～二〇・七九　一一・八一四九

E　二〇・七九～二九・五三　一〇・八五八

後　A　二一・六五～二五・七〇　七二・二五

B　一八・一九～二〇・七九　一一・八一四九

C　二〇・七九～二九・五三　一〇・八五八

D　一八・一九～二〇・七九　一一・八一四九

E　二〇・七九～二九・五三　一〇・八五八

㈣　道路の区域のうち立体的区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

大阪市城東区古市一丁目九番一七から同市都島区毛馬町一丁目一九七番まで　前　二〇・七九～二九・五三（メートル）　三一・八八〇（キロメートル）

後　二〇・七九～二九・五三　三一・八八〇

㈤　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小野市池尻町字山添江五六〇番三から同市市場町字南山九二六番三四一まで	前	三四・二六～一二六・一〇メートル　〇・九六〇キロメートル
	後	三四・二六～八三・六九メートル　〇・九六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百七十五号	小野市池尻町字山添江五六〇番三から同市市場町字南山九二六番三四一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月二十一日

○九州地方整備局告示第六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市早苗町八七四番二地内	前	三九・五四～四二・一五メートル　〇・〇〇九キロメートル
	後	三九・五四～四四・五八メートル　〇・〇〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案受領

四月十七日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

報告書受領

四月十七日内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

又同日内閣を経由して法務大臣平口洋から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和七年団体規制状況の年次報告

参議院

議案送付

四月十七日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出

四月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

自由民主党大会における陸上自衛官の歌唱と政治的中立性等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三五号）

高額療養費制度の見直しが患者の意向に沿うものであるという総理答弁と破滅的医療支出との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三六号）

警察官及び自衛官の勤務時間外における制服着用義務に係る規律の不均衡に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三七号）

答弁書受領

四月十七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出生殖補助医療に係る保険適用の回数制限緩和に関する質問に対する答弁書（第二九号）

参議院議員石垣のりこ提出原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

参議院議員石垣のりこ提出原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問に対する答弁書（第三一号）

参議院議員石垣のりこ提出浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問に対する答弁書（第三二号）

報告書受領

四月十七日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和七年団体規制状況の年次報告を受領した。

叙位・叙勲

○叙位

（長崎大学名誉教授）

正四位に叙する　六反田　篤

従四位に叙する　吉本　宏

従四位に叙する　西谷　安夫

正五位に叙する　高木　俊明　高田　浩士

従五位に叙する（各通）　東盛　永　福田　光宏　則松郁三郎　細川　俊一

正六位に叙する（各通）　栗原　武雄　炭野　智　東　正治

正六位に叙する（各通）　泉　正博　遠藤　脩　小松崎安雄

櫻井　憲雄　藤原　繁　本武　義昭

溝口　誠也

従六位に叙する（各通）　生方　定雄

正七位に叙する　清水喜久雄　森田　千勝

従七位に叙する（各通）（以上三月十二日）　山本　六年

従五位に叙する（各通）　上田　順康　川原　道治　佐藤　俊雄

片野　賢信　小西　輝彦　佐野　光甫

藤巻　幹郎　前田　實

正六位に叙する（各通）　阿部　貞一　佐藤　進　須賀　熙

谷川　和信　野村　信夫　平野　正房

藤田　利明　古田　賢造　正田　博則

松田　宏　松本　務　三浦　恒男

渡邉　宏夫

従六位に叙する（各通）　後藤　一夫　村上　三男　矢島　哲也

正七位に叙する（各通）　青木　清重　鎌田　幹雄

佐藤　仁志　松村　隆男

従七位に叙する（各通）（以上三月十三日）

（東京大学名誉教授）
岡野　健

従四位に叙する
白須　康弘

従五位に叙する
阿座上正士　泉川　良文
進藤　鐘一　鈴木　博
宮崎　芳雄　宮田　眞

正六位に叙する（各通）
鬼澤　武男　金井塚友雄
須崎　潤　高橋　定輝
根本　勝利　増原　博司

従六位に叙する（各通）
伊澤　修　庄司　義広
長谷川勝利　山西　博視

正七位に叙する（各通）
藤田　安雄　彌榮敬一郎

従七位に叙する（各通）（以上三月十四日）
（兵庫県立大学名誉教授）
菊本　義治

正四位に叙する
佐々木一十郎

正五位に叙する
冨所　陽一

従五位に叙する
石子　裕朗　北村　智生
末國　徹也

正六位に叙する（各通）
荒井　靖枝　片山　茂
川瀬　圭介　古跡　透
鈴木　彬　竹永　義和
柳澤　和政

従六位に叙する（各通）
（千葉県警部）
齋藤　保　鈴木　則男
野元　正志　松島　勝雄
（一等海尉）
丸山　恭彦

正七位に叙する（各通）
阿部　義雄　沖田　侑

従七位に叙する（各通）（以上三月十五日）
沢村　未義

従六位に叙する
野俣　徹

正七位に叙する
（横浜市消防司令）
大谷　俊明

従七位に叙する（各通）（以上三月十六日）
佐久間敏男

従五位に叙する
岸本　健治

従六位に叙する
慶世村清記

正五位に叙する
出雲　俊彦

正七位に叙する（各通）
高橋　誠一

従七位に叙する（以上三月十七日）
（小牧市消防司令長）
眞塩　智幸

従四位に叙する
田並　胤明

正五位に叙する（以上三月十八日）
堀内　茂夫

従三位に叙する
坂本　久雄　鈴木　茂雄

正七位に叙する（各通）（以上三月十九日）
澤内　修一

正七位に叙する（三月二十日）
○叙勲
小林　健一

旭日単光章を授ける（三月十三日）
鬼久保勝臣

旭日双光章を授ける（三月十四日）
城　一郎

旭日単光章を授ける（三月十五日）
西谷　安夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）
細川　俊一

瑞宝双光章を授ける
高田　浩士

瑞宝単光章を授ける
則松郁三郎　福田　光宏
藤原　繁

瑞宝双光章を授ける（各通）
溝口　誠也

瑞宝単光章を授ける（各通）
菊地　政男　清水喜久雄
山本　六年

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十二日）
阿部　貞一　後藤　一夫
佐藤　俊雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
粟野　茂　鎌田　幹雄
佐藤　仁志　松本　務

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十三日）
（東京大学名誉教授）
岡野　健

瑞宝小綬章を授ける
泉川　良文　加藤　勝
庄司　義広　須崎　潤
長谷川勝利　増田　吉助
宮田　眞

瑞宝双光章を授ける（各通）
藤崎　直司　彌榮敬一郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十四日）
荒井　靖枝　石子　裕朗
末國　徹也　諏訪部彰三
（一等海尉）
丸山　恭彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
沖田　侑
外記　章智　柳澤　和政
（千葉県警部）
鈴木　則男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
大谷　俊明

瑞宝単光章を授ける
慶世村清記

瑞宝双光章を授ける
高橋　誠一
眞塩　智幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
鈴木　茂雄

瑞宝単光章を授ける（三月十九日）
澤内　修一

瑞宝単光章を授ける（三月二十日）
○叙勲
神田　米三　都築　静雄
間所　恒克　安田　輝男

旭日双光章を授ける（各通）
安達　正樹　有賀　悌三
石沢　春信　伊林　康男
大野　昇　尾鍋　裕信
菊地　良夫　來島　勝治
倉内　睦夫　越川　純幸
齊藤　明男　齊藤美代子
佐藤　雅一　杉山　弘昭
高田　松生　高橋　信也
武田　典一　田中　茂
長安　昭男　野本　修身
鳩貝　道夫　東山　史男

平澤　春光
細谷　昌弘
矢野　眸
山下　義徳
横木　文雄
我田　恭平

旭日単光章を授ける（各通）
佐々木喜之

瑞宝中綬章を授ける
猪飼　通夫
加藤　榮一
越野　兵司
田島　忠彦
室　英太郎

瑞宝小綬章を授ける（各通）
青島美佐子
朝岡　晃一
安藤　進
飯田　武士
石川正次郎
磯谷權次良
一柳　育男
井上　清
今松　英三
井邊　徹
梅村　元雄
大熊美美江
大瀧　武徳
大槻　尚之
大本　進一
岡本　寛二
奥村　學
小貫　義夫
海内　貞行
片桐　登
加藤　博
神山　孝
川口　鎮雄
河本　哲男
木下　俵治
切田　正憲
久保　竹雄

平松　憲子
松山　外信
山口　一元
山田　展樹
吉賀　稔
與那嶺吉正

大島　赳
鹿野　憲明
下村　和彦
福井　意二
山田富士雄

福家　良治
宗綱　義則
山口　靜雄
八幡　益晴
與那嶺吉正

大友　禧夫
川久保秀彦
高谷　孝二
村上　貞夫
山田富士雄

秋山　末司
有馬　求
飯倉　治雄
石川松一郎
石橋　凱夫
井田　禮喜
井上貴美子
今岡　正俊
岩間　勉
梅津　進
大久保賀也
大城　誠
大竹　俊博
大貫　芳雄
岡村　利夫
尾方　敬二
小田　義典
小原　忠良
糟谷　早苗
加藤　輝夫
門屋　宏樹
河合美智子
河田　捷一
菊地　久男
清蔭　威子
工藤　栄臣
倉野十三男

大貫　巖
大守　公男
岡安　庄司
長田　功
小野　榮
風間　康男
勝田　清郎
上遠野一也
亀澤　幸章
川添　孝史
菊池　伸雄
京極　敏
釘村美千也
倉田　一幸

飯干　和昭
井本　芳孝
梶原　徹
鞠原　克己
後藤　次雄
坂本　勝利
澤内　修一
當山　清林
高柳勝太郎
中山　休
橋本　勝治
樋口　戊

速花橋野丹西新永中中溝口中徳塚玉谷田巽竹高高高鷲見鈴神島芝田篠佐佐櫻阪酒齊後小黒藏
水田本本利羽久妻岡山嶋田本中幸勇史雄勝勇魁志雄鷹志郎三英雄学久輝真照雄隆典幸武司守和義次健紀信哲賢義律而彦清毅義元
瞳男吉和清博保祐四猛孝志隆之已也郎雄勝魁志郎雄雄郎雄郎雄郎

資本移転等収支	−167	−272	−141	−579
直接投資	41,359	22,942	10,263	74,565
証券投資	−159,270	−4,423	19,849	−143,845
金融派生商品	9,035	11,045	8,506	28,586
その他投資	115,810	1,659	−40,390	77,079
外貨準備	3,696	6,808	7,930	18,435
金融収支	10,630	38,031	6,158	54,819
誤差脱漏	−16,638	1,539	−2,956	−18,055

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年４月21日　　近畿経済産業局長　武田　家明

名称	大阪府医師協同組合
本店の所在地	大阪市中央区上本町西三丁目１番５号
登録番号	近畿（ク）第11号
営業廃止年月日	令和８年３月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

破産手続開始

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3013号

大阪市中央区安土町３丁目４番５号
清算株式会社　菱栄商事株式会社
代表清算人　　門　雅章
１　決定年月日　令和8年4月2日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第７号

兵庫県姫路市飾磨区構四丁目５５番地
清算株式会社　株式会社ＩＳＤ
代表清算人　伊勢田　大樹
１　決定年月日　令和８年４月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０８４号

東京都港区西新橋１丁目６番13号　柏屋ビル
清算株式会社　株式会社浅野製作所
１　決定年月日　令和８年４月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号

沖縄県那覇市樋川一丁目１３番６号
清算株式会社　株式会社柏豊物産
１　決定年月日　令和８年４月６日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

監督命令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十九日
掲載頁　二二〇頁（号外第二一七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月二十五日
掲載頁　四十五頁（号外第六十八号）

令和八年四月二十一日
東京都大田区羽田旭町一〇番一一号
（甲）株式会社梓設計
代表取締役社長　有吉　匡

東京都千代田区内神田一丁目三番三号
（乙）株式会社柳澤孝彦タック建築研究所
代表取締役　篠田　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.senkogrouphd.co.jp/
（乙）https://www.senkogrouphd.co.jp/

令和八年四月二十一日
東京都江戸川区西篠崎二丁目三番五号
（甲）センコーエーラインアマノ株式会社
代表取締役　藤井　辰巳

千葉県市川市二俣新町二二番八号
（乙）株式会社プリティポーターズ
代表取締役　藤井　辰巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　五十二頁（号外第九十号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十一日
東京都八王子市高倉町四九番地三
（甲）ＯＪホールディングス株式会社
代表取締役　杉本　繁実

東京都八王子市高倉町四九番地三
（乙）ＯＭホールディングス株式会社
代表取締役　杉本　繁実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　五十二頁（号外第九十号）

令和八年四月二十一日
東京都八王子市高倉町四九番地三
（甲）ＯＭデジタルソリューションズ株式会社
代表取締役　杉本　繁実

東京都八王子市高倉町四九番地三
（乙）ＯＪホールディングス株式会社
代表取締役　杉本　繁実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一三四頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月四日
掲載頁　七十二頁（号外第一五四号）

令和八年四月二十一日
神奈川県横浜市港北区日吉七丁目一五番一四号
（甲）トオカツフーズ株式会社
代表取締役　河田　篤治

東京都千代田区神田錦町一丁目二五番地
（乙）株式会社日清製粉デリカフロンティア
代表取締役　池田　晋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十二頁（号外第一五九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一四九頁（号外第一四八号）

令和八年四月二十一日
岐阜市吉津町二丁目一番地
（甲）しんきん総合リース株式会社
代表取締役　伊藤　智之

岐阜市吉津町二丁目一番地
（乙）ぎふしん総合ファイナンス株式会社
代表取締役　伊藤　智之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
名古屋市中区新栄二丁目一二番七号
フィールドシティー新栄第一―五Ａ
（甲）合同会社ブリッジコンサル
代表社員　瀬田　正一

愛知県刈谷市高津波町一丁目三一〇番地
（乙）合同会社トム・ソーヤ開発
代表社員　瀬田　正一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.dc-innovation.jp/dckoukoku/
（乙）https://www.dc-innovation.jp/atkoukoku/

令和八年四月二十一日
岡山県岡山市北区十日市西町四―三七
（甲）株式会社ＤＣイノベーション
代表取締役　黒田　展弘

岡山県岡山市北区十日市西町四―三七
（乙）株式会社Ant.Pack
代表取締役　黒田　展弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のプラットフォーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.senkogrouphd.co.jp/
（乙）https://www.senkogrouphd.co.jp/

令和八年四月二十一日
東京都江戸川区西篠崎二丁目三番五号
（甲）センコーエーラインアマノ株式会社
代表取締役　藤井　辰巳

福岡市東区箱崎ふ頭五丁目一番四〇号センコー㈱九州主管支店内二階
（乙）株式会社サポロジ
代表取締役　大瀬麻衣子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の産業機械ビジネスに係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　九十三頁（号外第五十号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十月二十九日
掲載頁　二頁

令和八年四月二十一日
長崎市田中町五八五番地三
（甲）アイティーエックス株式会社
代表取締役　市川誠一郎
長崎市興善町六番七号
（乙）アイティーアイ株式会社
代表取締役　市川誠一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十五日であり、組織変更後の商号は明宝コーポレーション株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
埼玉県深谷市東方三七五〇―一ＳＫＭマンション五号館二〇一号
明宝合同会社
代表社員　千原　明宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
千葉県千葉市中央区弁天一―三―六―一階
合同会社ａ－ｓｕｐｐｏｒｔ
代表社員　秋篠　秀弥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都品川区北品川五丁目三番一号パークシティ大崎ザ・タワー七一〇号室
合同会社Ｉｒｉｓ　Ｗｅｌｌｎｅｓｓ
代表社員　前川彩友美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬＤ．七階
合同会社ＣＩＮＥＭＡ　ＥＹＥＳ
代表社員　山本　大希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社櫻井機創ウェルネスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都千代田区富士見一丁目三―一一番十一号ＢＹＵＰＬＡＸＢ’ｓ四階
合同会社櫻井機創ウェルネス
代表社員　濱田　初佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社やまぶき不動産とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
ＮｅｗＭｅｅ合同会社
代表社員　杉本　歩夢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社協伸ＬＣＣとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
香川県三豊市豊中町下高野一四四五番地一
合同会社協伸
代表社員　筒井　和俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
福岡県福津市中央一丁目一一番一号
司法書士Ｋｅｎ’ｓ
代表社員　小方健一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
鹿児島県鹿児島市紫原五丁目三九番二三号
合同会社教文出版
代表社員　諏訪下幸也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
鹿児島市西千石町一一番二一号ＭＳビル五Ｆ・六Ｆ
合同会社南九州ユニオン
代表社員　半渡　光輝

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
沖縄県浦添市仲西一丁目三番二五―四〇六号室フロンテージ仲西
Ｔｉｒｏｏｆ合同会社
代表社員　比嘉　宣友

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年四月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十一日
東京都港区芝五丁目一三番一一号
栄旬株式会社
代表取締役　佐藤みずき

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千八百三万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
滋賀湖南合同会社
代表社員　エーブイピーシックス・シガ・コナン・エスジー・ホールディング・ピーティーイー・リミテッド
職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日
東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内
川口安行合同会社
代表社員　エーブイピーシックス・カワグチ・エスジー・ホールディング・ピーティーイー・リミテッド
職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七－一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

福岡久山合同会社

代表社員　エーブイピーシックス・フクオカ・ツー・エスジー・ホールディング・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月二十九日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇七頁（号外第八十五号）

令和八年四月二十一日

大阪市北区中津三丁目二五番一六号

株式会社サッパボイラ

代表取締役　颯波　郁子

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二、五〇〇、〇〇〇円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十一日

沖縄県那覇市小禄二丁目二番地八

合同会社マハロ

代表社員　東川平奈津子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を七十五億二万円、資本準備金の額を三百二十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ＬＶＪホールディングス2株式会社

代表取締役　稲垣　伸一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月六日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月二十一日

東京都品川区西五反田八丁目三番六号

株式会社医歯薬ネット

代表取締役　佐藤　典哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目三番一号

埼玉県中央市場株式会社

代表取締役　飯田　武男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

東京都世田谷区駒沢一丁目五番一六号

明豊興産株式会社

代表取締役　井上　玉枝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月二十一日

福岡市博多区博多駅南一丁目一三番二一号

株式会社九州北部税理士会会館

代表取締役　岡　正典

合併につき株券等提出公告

当社は、岩野物産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号

株式会社ドルフィン・バリュー・アップ

8号　代表取締役　玉生　肇

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することにいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年四月二十一日

札幌市東区北二十六条東十四丁目一番四五号

株式会社三光不動産

代表取締役　岡　貢

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千四百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年三月三十一日付官報の号外第七十六号八十二頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

狭山日高1ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月三十一日付官報の号外第二四二号一八三頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

枚方3ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年一月二十七日付官報の号外第十七号八十二頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

吹田ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報の号外第一四四号一五四頁に掲載されています。

令和八年四月二十一日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十三頁（号外第十七号）

令和八年四月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内

富岳特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十一年十二月二十九日付で破産手続き終結決定により解散しましたが、残余財産分配のため、令和七年九月十六日、東京地方裁判所（令和七年（ヒ）第五八一号）により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

東京都江戸川区瑞江二丁目八番三号

株式会社渡幸建設

代表清算人　棚田　章弘

訂正公告

令和八年三月十日（号外第四十九号）掲載の第十六期決算公告中、資産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、二二五」、正味財産の部計の金額「△九九〇、五五七」とあるは「△九九〇、三三七」、負債及び正味財産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、二二五」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　宮野　史也

訂正公告

令和八年三月十日（号外第四十九号）掲載の第十七期決算公告中、資産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」、正味財産の部計の金額「△五二四、一五七」とあるは「△五二三、九三〇」、負債及び正味財産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　宮野　史也

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二	下	六	対応する	順次対応する

一ページ下段改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一　「原油」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。）をいう。

二　［略］

同ページ下段改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一　「原油」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。）をいう。

二　［略］

訂正公告

令和八年三月十日（号外第四十九号）掲載の第十六期決算公告中、資産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、二二五」、正味財産の部計の金額「△九九〇、五五七」とあるは「△九九〇、三三七」、負債及び正味財産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、二二五」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　宮野　史也

訂正公告

令和八年三月十日（号外第四十九号）掲載の第十七期決算公告中、資産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」、正味財産の部計の金額「△五二四、一五七」とあるは「△五二三、九三〇」、負債及び正味財産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

理事長　宮野　史也

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二	上	二	対応する	順次対応する

二ページ上段改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一　「原油」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。）をいう。

二　［略］

同ページ上段改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一　「原油」とは、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの（経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ロにおいて指定するものを除く。）をいう。

二　［同上］

令和七年九月十二日（号外特第二十四号）財務省告示第二百五十号（外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三	〃	改正後欄	一	第二号の七及び第四号	第五号
		改正前欄	〃		

（原稿誤り）

三　〃　改正後欄　一　第二号の七及び第四号　第五号

　　改正前欄　〃

二　［同上］

令和七年九月十二日（号外特第二十四号）経済産業省告示第百三十二号（外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件）